

# 令和元年度営業拠点県内移転支援事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 知事は、経済情勢の変化等により、十分な準備期間なく、百貨店からテナント契約を終了又は破棄され退去した事業者及び雇用する従業員の県外流出を抑制するため、テナントを運営する事業者に対し、県内での移転等に伴う経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者とは、令和2年1月26日時点で、百貨店内においてテナント出店契約（売上仕入れ契約、販売業務委託契約、ケース貸契約等含む）を締結し営業していた事業者をいう。
- (2) 従業員とは、事業者が直接雇用（有期、無期間わず）している者をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、前条第1項第1号のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 県税の未納がないこと。
- (2) 貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、総勘定元帳等の帳簿書類を備え付け、知事の要請により提出することができる事業者であること。
- (3) 破産、精算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団とかかわりのある事業者でないこと。

## (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、山形県内での店舗の移転で次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 実績報告提出期限までに移転先が確定していること。
- (2) 令和2年1月26日時点で事業者が直接雇用していた従業員を継続雇用していること。

## (補助金の対象期間及び対象経費)

第5条 補助金の対象となる期間は、令和2年1月27日から令和3年1月31日とし、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象期間に支払った次に掲げる経費とする。

経費	内容
(1) 引越費用	引越業者又は運送業者へ支払う費用。事業者自ら引越しを行った場合は、運搬用車両の賃借料。
(2) 賃貸借費用	新たな店舗の賃借に係る礼金、仲介手数料。
(3) 賃金等	百貨店退去前から継続して雇用している従業員の賃金及び法定福利費（休店期間を含む。移転に伴い新たに雇用した人員を除く。）
(4) その他	知事が必要と認める経費

2 次に該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 本補助金とは別に、国、県又は市町村から同じ補助対象経費に対し補助金を受けている場合又は受ける予定となっている場合。
- (2) その他知事が適当でない判断する場合。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1項の規定に基づく補助対象経費の2分の1以内の額とし、1事業者当たり25万円を上限とする。

2 前項の規定により算定された額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第5条に規定する補助金交付申請書(規則様式第1号)の提出期限は、令和3年1月31日までとし、事業計画書(様式第1号)及び誓約書兼承諾書(様式第2号)を添付するものとする。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 知事は、第7条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定を行うに当たっては、第7条第2項により補助金にかかる消費税等仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第7条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(内容の変更)

第9条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の減少となる内容の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により、あらかじめ知事の承認を受けようとするときは、計画変更承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した計画中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条の規定に基づく実績報告書(規則様式第2号)の提出期限は、補助事業が終了した日(補助事業が複数ある場合は、最も遅く事業が終了した日、交付決定前に事業が終了している場合は交付決定日、事業廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過する日又は令和3年3月26日のいずれか早い日までとし、事業実績書(様式第5号)を添付するものとする。

2 前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定のより補助金の額を確定した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(現地調査等)

第13条 知事は、補助金対象事業者に対し、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

(事業の経理等)

第14条 補助金対象事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助金対象事業者は、補助事業完了後に補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する